10　名称等の使用制限

認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）でない者は、その名称等に認定特定非営利活動法人等であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならないこととした。（第五〇条第一項関係）

11　認定特定非営利活動法人等の情報開示

認定特定非営利活動法人等は、前事業年度の役員報酬の支給に関する規程等を作成し、これらを、認定申請に係る添付書類とともに一定期間その事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて閲覧させなければならないものとするとともに、これらの書類を所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に提出しなければならないこととした。（第五四条及び第五五条関係）

12　勧告、命令等

所轄庁及び所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等について、14の㈡のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができることとするとともに、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができることとした。（第六五条第一項、第二項及び第四項関係）

13　その他の事業の停止命令

所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、その他の事業から生じた利益が特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、その他の事業の停止を命ずることができることとした。（第六六条第一項関係）

14　認定又は仮認定の取消し

㈠　所轄庁は、認定特定非営利活動法人等が5の欠格事由のいずれかに該当するとき等は、その認定又は仮認定を取り消さなければならないこととした。

㈡　所轄庁は、認定特定非営利活動法人等が4の認定基準の一部に適合しなくなったとき、法令に違反したとき等には、その認定又は仮認定を取り消すことができることとした。（第六七条第一項～第三項関係）

15　罰則

所轄庁等による命令の実効性の確保、認定特定非営利活動法人等の名称保護等のための罰則を設けることとした。（第七七条～第八〇条関係）

16　仮認定に関する経過措置

施行日から三年を経過する日までに仮認定の申請をした特定非営利活動法人に対しては、8の仮認定の基準のうち㈡については適用しないこととした。（附則第七条関係）

17　施行期日

この法律は、平成二四年四月一日から施行することとした。

---

## ◇水質汚濁防止法の一部を改正する法律（法律第七一号）（環境省）

1　有害物質使用特定施設等の設置の届出

㈠　工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者が特定施設を設置しようとする際の届出事項として、特定施設の設備を加えることとした。（第五条第一項関係）

㈡　工場若しくは事業場において有害物質使用特定施設を設置しようとする者（公共用水域に水を排出する者が特定施設を設置しようとする場合又は地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含む水を浸透させる者が有害物質使用特定施設を設置しようとする場合を除く。）又は工場若しくは事業場において、有害物質貯蔵指定施設（指定施設（有害物質を貯蔵するものに限る。）であって当該指定施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造、設備、使用の方法等を都道府県知事に届け出なければならないこととした。（第五条第三項関係）

2　計画変更命令等

都道府県知事は、有害物質使用特定施設等の届出があった場合において、その届出に係る有害物質使用特定施設等が3の環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六〇日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法に関する計画の変更又は届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができることとした。（第八条第二項関係）

3　基準遵守義務

有害物質使用特定施設を設置している者（特定地下浸透水を浸透させる者を除く。4及び5において同じ。）又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として環境省令で定める基準を遵守しなければならないこととした。（第一二条の四関係）

4　改善命令等

都道府県知事は、有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者が3の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止を命ずることができることとした。（第一三条の三関係）

5　定期点検

有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、環境省令で定めるところにより、定期に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならないこととした。（第一四条第五項関係）

6　浄化措置命令

都道府県知事は、有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その被害を防止するため必要な限度において、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる対象に有害物質貯蔵指定事業場を加えることとした。（第一四条の三関係）

7　報告及び検査

都道府県知事等は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、有害物質使用特定事業場から水を排出する者に対し、有害物質貯蔵指定事業場の設置者等に対し、有害物質貯蔵指定施設の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その者の有害物質貯蔵指定事業場に立ち入り、有害物質貯蔵指定施設その他の物件を検査させることができることとした。（第二二条関係）

8　罰則

4の規定による命令及び5の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対し所要の罰則を適用することとした。（第三〇条及び第三三条関係）

9　施行期日等

㈠　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。（附則第一条関係）

㈡　この法律の施行の際現に有害物質使用特定施設を設置している者（第五条第二項の規定に該当する場合を除き、設置の工事をしている者を含む。）及び有害物質貯蔵指定施設を設置している者については、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、2から4までの規定は、適用しないこととした。（附則第四条関係）

㈢　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、2から5までの施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（附則第六条関係）

---